# 指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名: 健康福祉部

### 1 指定管理者の概要等

0-					
施設の名称及び所在	三重県聴覚障害者支援センター(津市桜橋二丁目 131 番地)				
指定管理者の名称等	一般社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 深川誠子 (津市桜橋二丁目 131 番地)				
指定の期間	平成 24 年 4 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日				
指定管理者が行う管理 業務の内容	・聴覚障がい者等用の録画物その他各種情報を記録した物の制作又は貸出に関すること。  ・手話通訳又は要約筆記を行う者の養成又は派遣に関すること。 ・聴覚障がい者に情報を伝達するための機器の貸出に関すること。				

# 2 管理業務の実施状況

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H24	В		
H25	В		機器の管理や点検を定期的に行うとともに、適切な施設管理を行っており、利用状況は良好である。
H26	В		

# 3 施設の利用状況

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント			
H24	Α		聴覚障がい者や支援者が、手話通訳者等の養成講座、生活訓練事業及び			
H25	Α		相談などの実施により、積極的な利用の促進が図られており、施設の			
H26	А		状況は良好である。			

### 4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

	収入の部	支出の部		
指定管理料	65,443,000	事業費	29,279,063	
利用料金収入	0	管理費	35,976,049	
その他の収入	120,462	その他の支出	0	
合計 (a)	65,563,462	合計 (b)	65,255,112	
収支差額 (a)-(b)	308,350			

### ※参考

#### 5 成果目標及びその実績-

	指定管理		全期間における成果目標及びその実績				
	者の自己 評価	県の評価	成果目標 項目	目標値	H24 実績値	H25 実績値	H26 実績値
H 24	В		センター利用登録 者数	1,000 人•団体	404 人	572 人	834 人
			字幕映像ライブラ リー制作本数	累計 80 本	24 本	26 本	22 本
H 25	В		字幕映像ライブラ リー貸出本数	400 タイトル	597 タイトル	494 タイトル	508 タイトル
		В	県内の手話通訳 者・要約筆記者の 登録者数	427 人	320 人	330 人	338 人
H 26	В	В	生活訓練の実施回 数	7日	5 日	6 日	7 日
			各種情報の発信回 数	年間 24 回以上	24 回	47 回	84 回

#### 全期間におけるコメント

- ・利用登録者数については未達成であるが、聴覚障がい者や支援者が各種会合や研修のために、ほぼ毎日、 センターを利用しており、施設の利用の活性化が図られている。
- ・字幕映像ライブラリー作品の制作については、地域の情報を中心に制作しており、後半はハードディスク 故障により、映像データが消失するなど復旧に時間がかかった。
- ・県・市町の手話通訳者・要約筆記者の登録者については、登録を辞退される既存の要約筆記者があり、研修参加や認定試験受験の地道な呼びかけにより微増した。
- ・災害時における聴覚障がい者の要援護者支援の協定について、三重県と伊勢市に続いて、三重県と度会郡 の各々4町との協定を締結した。また、要援護者支援を行うサポーター制度を導入し、研修を実施している。

#### 6 総括評価

- ・施設の管理については、手話通訳者等養成講座、生活訓練及び相談など積極的な利用の促進を図ることにより、適切な運営がされていると評価できる。
- ・字幕映像ライブラリー作品の制作については、目標を未達成であるが、アンケートにより地域の情報や研修で必要となる作品を制作した。貸出本数は、聾学校に出前貸出を行うなど、積極的に貸出業務を展開していることが評価できる。最近ではテレビ番組や邦画等にも字幕が付されるなど聴覚障がい者への配慮がなされつつあるが、利用者が注目する作品の制作や導入など今後より一層の充実が求められる。
- ・国の意思疎通支援に対する養成制度は過渡期にあり、制度改正は養成や登録に対する影響が甚大である。 県内の手話通訳者等の登録者数は、地道な呼びかけにより微増となった。平成 28 年度以降は認定試験に合格した要約筆記者のみとなるため、県・市町の要約筆記者登録者数が約 200 名から 100 名程度になると予測される。様々な会議やスポーツ大会における意思疎通支援は重要であり、今後は国の動向を注視しながら、時代のニーズに即した内容の養成や登録を行うことが必要である。
- ・ホームページ及びメールなど文字や、図・写真による情報の提供及び活用は、聴覚障がい者にとって有効かつ重要な伝達手段であり、情報提供に注力していることは評価できる。
- ・公益社団法人三重県障害者団体連合会、三重補助犬普及協会と協力しながら身体障害者補助犬などの受入 啓発や聴導犬の普及に協力するなど人権啓発を行った。
- ・東北大震災を教訓に、聴覚障がい者の災害時支援を行うために、三重県と市町との協定を締結するとともに、災害時支援サポーター制度を導入するなど、指定管理者である三重県聴覚障害者協会は他都道府県にはない独自の取組を行った。このことにより、調査や視察のため様々な報道機関や団体等が来所している。このような災害時支援の取組は、三重県聴覚障害者協会の特徴的な取組として評価できる。今後も、こうした取組を東紀州地域にも拡大することが必要である。

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

※「3 施設の利用状況」 「B」 → 当初の目標を達成している。

※「2 管理業務の実施状況」の自己評価

「5 成果目標及びその実績」の自己評価 : 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

※ 県の評価 : 「一」(マイナス)→ 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。